

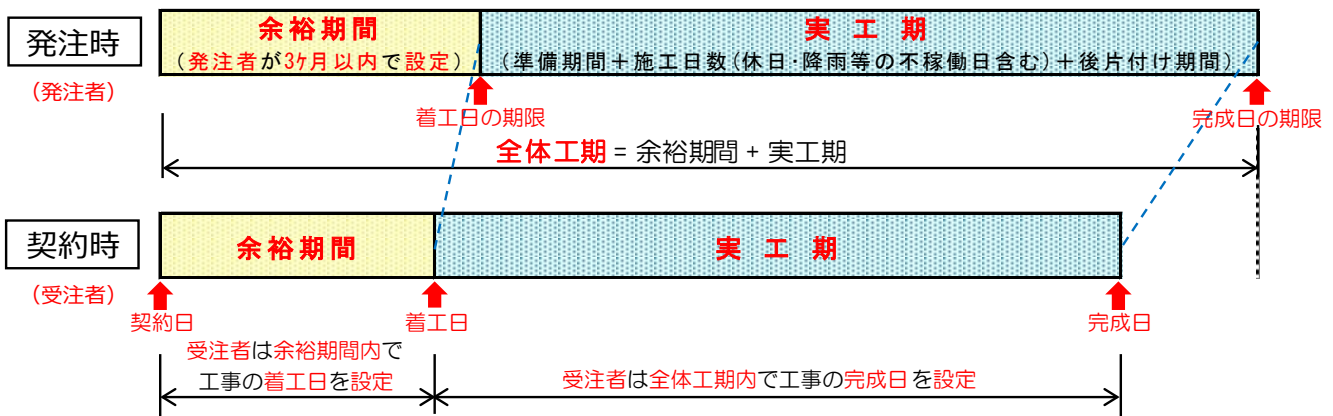
柔軟な工期設定（余裕期間制度）

1. 余裕期間制度の概要

- 建設業は就業者数が減少しており、**限られた人材等を有効に活用**するため、実工期に受注者が資機材や建設労働者などを確保するための**余裕期間**を加えて発注し、受注者側の観点から**施工時期の平準化**を図る。

○ 余裕期間制度

全体工期の中で、受注者が工事の**着工及び完成日**を任意で**選択**



	余裕期間制度	通常工事
工期の設定 (発注時)	余裕期間+準備期間+施工日数 +後片付け期間	準備期間+施工日数 +後片付け期間
技術者の配置	余裕期間内の技術者の配置は不要	工期の間は配置が必要
着工日	受注者が契約締結の日から 3ヶ月以内で選択	契約締結の日から7日以内
完成日	受注者が全体工期内で選択	入札公告に示したとおり

2. 対象工事

原則全ての工事を余裕期間制度対象工事として発注する
ただし、以下の工事は対象外にできる

- 当該年度及び翌債等で承認された期日を超える恐れのある工事
- 供用開始が定められている工事や応急工事など緊急性を要する工事及び関連工事等に影響がある工事